

「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者募集 仕様書

1 適用

本仕様書は、地産地消型 P P A（群馬モデル）電力売却契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 目的

群馬県企業局（以下「企業局」という。）が指定する高圧又は特別高圧で電力の供給を受ける施設（以下「指定需要家」という。）に対し、小売電気事業者（以下「買受人」という。）を介して企業局所有の水力発電所で発電する電力を供給する。

なお、水力発電がもつ非化石価値も含めて指定需要家に供給するものとする。

3 契約期間等

（1）契約期間

契約締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

（2）電力売却期間

令和 7 年 4 月 1 日 0 時から令和 1 0 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

（3）電力供給期間

令和 7 年 4 月 1 日 0 時から令和 1 0 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

4 本契約の対象発電所

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	発電形式
桃野発電所	利根郡みなかみ町上津字十二沢	6,200	水路式
日向見発電所	吾妻郡中之条町大字四万字木ノ根宿	1,000	ダム式
田口発電所	前橋市田口町字内島	6,000	水路式
下久保第二発電所	埼玉県児玉郡神川町大字矢納字金毘羅山	270	ダム式
沢入発電所	みどり市東町沢入字ナラトチ	11,000	ダム水路式

5 目標売却電力量

令和 7 年度 9 4, 9 2 4, 0 0 0 k W h

令和 8 年度 8 9, 8 8 8, 0 0 0 k W h

令和 9 年度 9 4, 5 9 0, 0 0 0 k W h

企業局は、対象発電所で発電する電力のうち、対象発電所内で使用する電力を除いた全量（以下、「売却電力量」という。）を買受人に売却する。

各年度の対象発電所の月別の目標売却電力量については「別紙 1」に示すとおりである。対象発電所は全て水力発電所であり、河川の状況等により出力が変動することから、実際の売却にあたっては、目標売却電力量を保証するものではない。

なお、売却電力量が目標売却電力量と比較して増減する場合にも、買受人はその全量を購入するものとする。

6 指定需要家供給地点

「別紙2」のとおり。

なお、詳細については、指定需要家の承諾後に企業局から買受人に対し通知する。

7 「6」の地点における供給予定量

各年度 87, 985, 945 kWh

8 指定需要家への供給

- (1) 企業局は売却電力量の全量を買受人に売却し、買受人は「6」に示す指定需要家供給地点へ供給するものとする。売却電力量に対し指定需要家の電力使用量が過多となり、売却電力量が不足した場合には、買受人が別途調達した電源種を特定しない電力により補填するものとする。また、売却電力量が指定需要家の電力使用量に比べ超過する場合には、買受人の責任においてその超過分を取扱うこととする。
- (2) 水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として（1）の電力とともに供給するため、指定需要家へ供給される電力は実質再エネ100%の電力となる。非化石証書（再エネ指定）は電力の供給年度に応じた量となるため、各年度の電力の供給期間（4月～翌年3月）に対し、非化石価値の期間は当該年1月～12月となる。また、初年度については、非化石価値の期間は4月から12月となる。電力と非化石価値の時期のずれ等により電力に対して非化石価値が不足した場合は、小売電気事業者が別途調達する非化石証書（再エネ指定）により不足した分を補うこととする。
- (3) 企業局からの各年度の売却電力量が、各年度の供給予定量に満たなかった場合、又は、各指定需要家の年間の電力使用量の実績が、年度別希望供給量を超過した場合には、不足分及び超過分については（1）及び（2）の対象外となり、その取扱い等については、指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねることとする。

9 発電計画

企業局は買受人に対し、発電計画を通知する。発電計画の通知方法等については、企業局及び買受人との協議により定めることとするが、原則として「別紙3」に定めるとおりとし、買受人の都合による運転パターンの変更は行わないものとする。

10 発電の停止・制限

次の事由により、企業局は対象発電所の発電を停止又は制限できるものとする。

また、このことにより、発電計画の通知以降においても発電パターンを変更することがある。

- (1) 本発電所設備の故障、点検
- (2) 河川及びダム流入流量変動
- (3) 災害等の発生又はそのおそれのある場合
- (4) 河川管理者及びダム管理者からの要請
- (5) 一般送配電事業者の指示に基づく発電所又は送電線の停止
- (6) 電力広域的運営推進機関による指示
- (7) その他保安上必要がある場合

企業局は対象発電所設備の保全及び維持のため、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」

という。)により発電停止又は出力制限を伴う作業(以下「停止作業等」という。)ができるものとし、売却期間における停止作業等の予定については「別紙4」に示すとおりとする。

定期点検等の実施にあたって、企業局は発電停止日時を原則として買受人に対し事前に通知することとする。

なお、設備の点検中に故障や不具合対策等による停止作業等の追加や期間の変更が発生する場合がある。

11 託送供給等の契約

買受人は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約の電力売却及び電力供給が遅滞なく行えるよう、速やかに、買受人の負担で一般送配電事業者と必要な契約を締結しなければならない。また、企業局から求められた場合、買受人と一般送配電事業者との託送供給等契約書等の写しを提出するものとする。

なお、一般送配電事業者と買受人との「発電量調整供給契約」に伴い、各発電所は、本契約の範囲内において買受人が発電契約者となる発電バランシンググループに所属するが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に係るインバランス調整及び費用の負担は、買受人の責任において行うものとする。

買受人は、本契約の解除があった場合は、次に企業局と本契約を締結する者に対して、名義の変更等、託送供給契約書等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

12 料金の算定

買受人が企業局へ支払う毎月の料金は、毎月計量した電力量に以下の電力量料金単価を乗じた金額から容量市場収入を控除した金額に、消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」という。)を加えて得た額とする。

ただし、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

電力量料金単価 15円/kWh

13 非化石価値等

「4」に示す対象発電所から供給する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値(再エネ指定)等の付加価値を含む。

非化石価値等の付加価値については、電力とともに「6」の指定需要家へ供給するものとする。

対象発電所に係る非化石価値の認定申請については買受人により行うこととする。ただし、買受人が複数の事業者のグループである場合は、企業局にて申請を行う。

非化石価値等の付加価値に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、企業局及び買受人は双方協議するものとする。

14 容量市場

対象発電所は全て容量市場に参加しており、電力広域的運営推進機関から企業局に課されるリクワイアメント及びアセスメントに関する業務について、買受人は運用及び業務への協

力を行うものとする。

なお、「12」に示す容量市場収入の控除については、対象発電所の容量市場確保契約金額を基に行うものとする。ただし、買受人の責により計画停止及び計画外停止が発生した場合は、その取扱いについて別途協議するものとする。

15 発電側課金

買受人は企業局との間で系統連系受電契約を締結することとし、系統連系受電サービス料金等を企業局に代わり一般送配電事業者へ引き渡す業務について、企業局から無償で受託するものとする。

買受人は、企業局に対し、「12」の料金とは別に系統連系受電サービス料金相当額を支払うものとする。なお、系統連系受電サービス料金相当額は、系統連系受電サービス料金のうち、一般送配電事業者が買受人に対し通知した額とし、消費税等相当額を含むものとする。

企業局から買受人への系統連系受電サービス料金等の支払は、「12」の料金及び系統連系サービス料金相当額と系統連系受電サービス料金等を相殺することにより行う。

16 運用申合書の締結

本契約に関する運用については、企業局及び買受人が双方協議のうえ定めることとし、「別紙3」を基に運用申合書を作成するものとする。

17 守秘義務

企業局及び買受人は、本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了又は本契約の解除後においても同様とする。

18 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

19 その他

この仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局及び買受人との協議により定めるものとする。

【別紙】

- 1 対象発電所における令和7年度～9年度の目標売却電力量（月別）
- 2 供給地点リスト表
- 3 電力受給に関する運用申合書（案）及び連絡経路に関する覚書
- 4 対象発電所における令和7年度～9年度の停止作業予定
- 5 指定需要家における令和5年度の受電地点毎の受電電力量実績（30分間値）
- 6 対象発電所における令和5年度の発電所毎の計画値、計画変更値及び実績値（30分間値）
※計画変更値は、当該時刻の2時間30分前までに変更された計画値。